

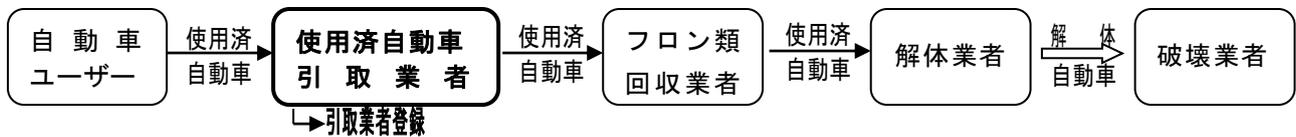
自動車リサイクル法
引取業者
登録申請手続案内



埼玉県マスコット さいたまっち

令和6年3月
埼玉県環境部大気環境課

自動車リサイクル法引取業者登録申請手続案内



1 趣旨等

(1) 趣旨

「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の施行により、使用済自動車の引取りを行おうとする者の登録申請を受け付けています。

(2) 申請方法

① 電子申請

- 「埼玉県電子申請・届出サービス」により、インターネットを利用して、自宅のパソコンやスマートフォンから申請をすることが可能です。また、手数料を電子納付することもできます。

【電子申請・届出サービス】

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay

○検索キーワード【自動車リサイクル法 引取】で検索してください。

- 申請書及び添付書類を電子データ（ファイル形式：txt, xls, pdf, xlsx, png, ppt, zip, pptx, doc, docx, gif, jpeg, jpg）にて御提出ください。
- 届出の種類によっては電子申請後に、申請者が法人の場合は登記事項証明書（原本）、申請者が個人の場合は住民票の写しの郵送が必要となります。
- 電子申請・届出サービスを使用した申請では、收受印を押印した届出者控えの返送はできかねますので、予め御了承ください。
- 書類の形式審査後、大気環境課が送信する受理完了メールをもって手数料の納付が可能となります。利用可能な支払方法及び決済ブランドは以下のとおりです。

- ・クレジットカード
Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club
- ・ペイジー
※ペイジー番号を発行し、ペイジー対応のATMやインターネットバンキングの手続画面に発行した番号を入力することで支払ができる方法

② 窓口申請

- 受付窓口：埼玉県環境部大気環境課規制・化学物質担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 （第三庁舎 3 階）
電話番号：048-830-3058（規制・化学物質担当直通）
受付時間：平日午前 9 時から 11 時 45 分 午後 1 時から 5 時

- 大気環境課への持参による申請は予約制となります。
事前に大気環境課に電話（048-830-3058）で予約してください。
- 收受印が押印された届出者控えが必要な場合は、正本と併せて副本を御用意ください。
- 県では令和5年12月31日をもって埼玉県収入証紙の販売を終了し、手数料のキャッシュレス収納に移行しました。
利用可能な支払方法及び決済ブランドは次表のとおりです。

支払方法	決済ブランド
クレジットカード デビットカード	Visa Mastercard   <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※使用可能なブランドは左記のみとなります。 あらかじめご了承ください。 ※Jデビットはご利用になれません。 </div>
電子マネー	nanaco, WAON, 楽天Edy   
交通系 電子マネー	Kitaca, Suica, PASMO, TOICA, manaca, ICOCA, SUGOCA, nimoca, はやかけん（※PiTaPaはご利用になれません。）      交通系電子マネー    
コード決済 (スマートフォン)	PayPay, auPAY, 楽天ペイ, d払い    

（３）窓口受付時間

※市に提出する場合は市にお問合せください。

平日 午前9：00～11：45 午後1：00～5：00

名称	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉県大気環境課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1（第三庁舎3階）	048-830-3058
さいたま市産業廃棄物指導課	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4（ときわ会館地下1階）	048-829-1608
川越市産業廃棄物指導課	350-0815	川越市鯨井782-3（資源化センター）	049-239-7007
越谷市廃棄物指導課	343-8501	越谷市越ヶ谷4-2-1（市役所第三庁舎4階）	048-963-9188
川口市産業廃棄物対策課	332-0001	川口市朝日4-21-33（リサイクルプラザ）	048-228-5380

（４）登録の有効期間

登録の有効期間は**5年**です。

2 登録の新規及び更新申請

● 登録新規申請

新規登録の申請を行う場合は、申請書の提出が必要です。

● 登録更新申請

引取業者が、引き続き、使用済自動車の引取りを行おうとする場合には、登録を受けてから5年ごとにその更新を受けなければなりません。

- ① 登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。
- ② 登録の更新の申請は、原則として有効期間の満了する日の2か月前から申請することができます。
- ③ 更新後の有効期間は、登録の更新が行われた日から5年です。

引取業者登録（登録の更新）申請書の提出

○次の申請書及び添付書類を作成し、大気環境課に提出してください。

種類	内 容
申請書	引取業者登録（登録の更新）申請書（様式第一）
添付書類 1	申請者を確認できる書類（いずれか該当するものを提出）
	ア 申請者が法人の場合 → 登記事項証明書（原本）*
	イ 申請者が個人の場合 → 住民票の写し* （本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの） （マイナンバーの記載がないもの）
添付書類 2	ウ 申請者が未成年者の場合 ・ 法定代理人が個人の場合 → 住民票の写し* （本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの） （マイナンバーの記載がないもの） ・ 法定代理人が法人の場合 → 登記事項証明書*
	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 （いずれか該当するものを提出）
添付書類 3	ア 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類 → 添付書類 2-1 に必要事項（事業所名称）を記載
	イ 事業所における資格者の状況が確認できる書類 → 添付書類 2-2 に自動車整備士、中古自動車査定士等の資格証等、業界団体等が行う講習の受講修了証等のいずれかの写しを添付
添付書類 4	誓約書（申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）
添付書類 5	案内図 → 登録（の更新）しようとする事業所の案内図

* 書類提出時点で発行後3か月以内のものに限ります。

- ・ 郵送による申請では申請手数料の納付ができませんので、電子申請及び窓口への持ち込みによる申請を御利用ください。
- ・ 登録申請手数料は、新規申請5,500円、更新申請4,000円です。
なお、申請書を受理した後に申請者の都合により申請を取り下げる場合や、知事が登録を拒否した場合（本紙10ページ参照）は手数料の払戻しはできません。
- ・ 「住民票の写し」とは、役所等から発行された書類そのものを指します。
- ・ 登録が完了すると、登録通知書が交付されます。
- ・ 実務にあたっては、事業所ごとに、標識（タテ・ヨコ各20cm以上、登録通知書でも可）を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

3 登録事項の変更届出

次の登録事項に変更が生じた場合は、**変更後30日以内**に引取業者変更届出書を提出してください。

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 届出者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- 届出者が未成年者でありその法定代理人が個人である場合においては、その氏名及び住所
- 届出者が未成年者でありその法定代理人が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（例えば、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者がいなくなったため、代わりに使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を用意する場合等）
- 事業所の数（事業所の追加又は複数事業所のうちの一部が廃止）

引取業者変更届出書の提出

○次の届出書及び添付書類を作成し、**大気環境課**に提出してください。

変更の内容に該当する添付書類のみ提出してください。

※事業所を追加する場合は変更届出書と併せて、様式第1（登録申請書）、添付書類2、3及び4を添付してください。

種類	内 容
届出書	引取業者変更届出書（様式第二）
添付書類 1	届出者を確認できる書類 → 2 登録申請手続（新規及び更新）の添付書類 1 を参照
添付書類 2	使用済自動車に搭載されたエアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 → 2 登録申請手続（新規及び更新）の添付書類 2 を参照
添付書類 3	誓約書【必須】（届出者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）
参考書類 4	案内図→変更しようとする事業所の案内図
申請書	引取業者登録（登録の更新）申請書（様式第一） ※事業所を追加する場合のみ必須

- ・ 電子申請、窓口申請の他、郵送による申請も可能です。
- ・ 変更届出書の提出に手数料はかかりません。
- ・ 提出部数は正本 1 部です。持参又は、郵送による提出で副本に受付印が必要な場合は、副本を御準備ください。
- ・ 郵送の場合は必要な金額の切手等が貼付けされた返信用封筒も御準備ください。

4 廃業等の場合の届出

登録業者が下表の左欄の事項に該当した場合は、その日から **30 日以内** に大気環境課へ引取業廃業等届出書（様式第 1 号）を提出してください。

該当事項	届出者
個人の事業主が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人
引取業を廃止した場合	法人→代表する役員 個人→本人

- ・ 電子申請、窓口申請の他、郵送による申請も可能です。
- ・ 廃業等届出書の提出に手数料は必要ありません。
- ・ 添付書類は必要ありません。
- ・ 個人の事業主が死亡した場合、その相続人が引取業を継続して行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。
- ・ 提出部数は正本 1 部です。持参又は、郵送による提出で副本に受付印が必要な場合は、副本を御準備ください。
- ・ 郵送の場合は必要な金額の切手等が貼付けされた返信用封筒も御準備ください。

5 引取業者の義務等

(1) 引取り義務

最終所有者から引取りを求められた引取業者は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引取る義務があります。

<正当な理由>

- ア 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
(例 事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合)
- イ 使用済自動車に異物が混入している場合 (他のゴミが詰められている場合)
- ウ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
(例 大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合)
- エ 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なる場合
(例 ・使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行 (地域性についても考慮したもの) と著しく異なるものである場合
・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・引取り側の合意 (条件交渉) なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合)
- オ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
(例 盗難車と分かっているの引取りや高圧ガス保安法違反になる場合など)

(2) リサイクル料金の確認

使用済自動車の引取りの際にはリサイクル料金が資金管理法人 ((財) 自動車リサイクル促進センター) に預託されている旨の確認が必要です。預託がされていない場合は、引取業者がリサイクル料金等の收受を行ってください。

(3) 引取証の交付

使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者 (車検証上の最終所有者とは必ずしも一致しない) に引取りの書面 (引取証) を交付する義務があります。

(4) 引取業者の引渡し

フロン類が充填されたエアコンディショナーの搭載の有無を確認し、搭載されている場合はフロン類回収業者へ、搭載されていない場合は解体業者へ引渡す義務があります。

(5) 引取・引渡実施報告

電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しから3日以内に情報管理センター ((財) 自動車リサイクル促進センター) に引取・引渡実施報告を行う義務があります。

(6) 使用済自動車の運搬

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

引取業者登録申請書の記入方法と記入例

★登録（登録の更新）申請書の提出について

<第1頁>

- ① 引取業者の登録を受けるには、「様式第一（第四十六条関係）引取業者登録申請書」と添付書類を、埼玉県に提出します。
- ② 申請書は「登録」か「登録の更新」であるのかを明らかにします。「登録」の場合はタイトルの「登録の更新」、本文の「（登録の更新）」を消し、「登録の更新」の場合はタイトルの「登録」、本文の「登録（）」を消します。
- ③ 「※登録番号」及び「※登録年月日」は、埼玉県が使用・記入する欄ですので、新規の登録申請者はこれらの欄に記入しないでください。
- ④ 申請書を提出する年月日、申請者（法人の場合はその代表者）の住所、氏名を記入します。※申請者の印は不要です。
なお、登録の申請者は、10頁の「登録を受けられない要件」の表に示した事項に該当しないことが必要です。
- ⑤ 「役員の氏名」の欄には、ふりがなを付した役員氏名及び役職名を記入します。役員人数が多く、欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。

<第2頁>

- ⑥ 「事業所の名称及び所在地」の欄には、個人の場合は事業所名（ない場合は氏名）及び住所と電話番号を記入します（自宅と同じ場合も記入します）。
法人の場合は事業所の名称と所在地を記入します。申請者の住所と同じ場合でも、記入します。
- ⑦ 「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄には、次のうちから該当する内容を選び、対応する番号を○で囲みます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。
添付書類 2-1 「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法」を添付2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。
添付書類 2-2 「事業所における資格者の状況」を添付 |
|--|

なお、埼玉県内（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。）で引取業を行う事業所が複数ある場合は次のようにします。

- 事業所が複数ある場合には、登録申請書の「事業所の名称及び所在地」及び「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。
ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能です。
- 添付書類については、登記事項証明書や誓約書については1部、事業所に係る書類はそれぞれ添付してください。
- **登録申請手数料**は、事業所が複数あっても、**1事業者につき1件分**（申請書1枚が1件分）です。

★記入例リスト

- ・様式第一《登録申請（申請者が法人の場合）》（本紙11、12ページ）
- ・様式第一《登録申請（申請者が個人の場合）》（本紙13、14ページ）
- ・様式第一《登録更新申請》（本紙15、16ページ）
- ・添付書類2-1（本紙17ページ）、添付書類2-2（本紙18ページ）
- ・添付書類3《法人の場合》（本紙19ページ）

★登録のための要件

引取業者の登録を受けるに当たっては、次に示すいずれの事項にも該当していないことが必要です。

なお、登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったりしたときは、登録を拒否されますので御注意ください。

登録を受けられない要件（申請者等の欠格要件）

1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産者で復権を得ない者 ※主務省令で定める者とは、精神の機能の障害により引取業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断、及び意思疎通を適切に行うことができない者
2 自動車リサイクル法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン法）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3 登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
4 登録を取り消された法人において、その処分の日前30日以内に役員であった者で、その処分の日から2年を経過しないもの
5 業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
7 法人でその役員のうち上記1～5のいずれかに該当する者があるもの

登 録
引取業者 申請書
登録の更新

新規登録時は未記入

※登録番号	↙
※登録年月日	↘

申請する日付を記入 → 令和6年4月1日

(宛先)
埼玉県知事

押印は不要

(郵便番号) 123-4567

住所 埼玉県〇市一丁目2番3号

引取業を行う者の
法人名称を記入 → 氏名 使用済自動車引取株式会社
代表取締役 引取 次郎

電話番号 123-456-7890

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（~~登録の更新~~）を申請します。

役員 <small>（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）</small>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(ふりがな) 氏名</th> <th style="text-align: center;">役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">ひきとり じろう 引取 次郎</td> <td style="padding: 5px;">代表取締役</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ひきとり きぶろう 引取 三郎</td> <td style="padding: 5px;">取締役</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ひきとり しろう 引取 四郎</td> <td style="padding: 5px;">監査役</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">※書ききれない場合は、別紙に記載</td> </tr> </tbody> </table>	(ふりがな) 氏名	役職名	ひきとり じろう 引取 次郎	代表取締役	ひきとり きぶろう 引取 三郎	取締役	ひきとり しろう 引取 四郎	監査役	※書ききれない場合は、別紙に記載		
(ふりがな) 氏名	役職名										
ひきとり じろう 引取 次郎	代表取締役										
ひきとり きぶろう 引取 三郎	取締役										
ひきとり しろう 引取 四郎	監査役										
※書ききれない場合は、別紙に記載											
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）											
(ふりがな) 氏名											

住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	使用済自動車引取株式会社 ☆□事業所
所在地	(郵便番号) 321-6543 (※申請者住所と同じ場合も記入する) 埼玉県☆□市1丁目2番3号 電話番号 321-543-0987

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- ① 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。
(添付書類2-1参照)
- 2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。
(添付書類2-2参照)

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制について、該当するものの番号を○で囲む

登 録

引取業者 申請書

登録の更新

新規登録時は未記入

※登録番号	
※登録年月日	

申請する日付を記入 → 令和6年4月1日

(宛先)

埼玉県知事

押印は不要

郵便番号) 123-4567

住 所 埼玉県◎○市△□◇937番地

引取業者を行う者の氏名を記入 → 氏 名 引取 次郎

電話番号 123-456-7890

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員 <small>（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）</small>	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所 <small>（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）</small>	
(ふりがな) 氏 名	

住 所	(郵便番号)	電話番号
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
名 称		
(ふりがな) 代表者 の氏名		
住 所	(郵便番号)	電話番号
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏 名	役職名
事業所の名称及び所在地		
名 称	引取商会（※名称が無い場合は氏名）	
所在地	(郵便番号) 321-6543（※申請者住所と同じ場合も記入する） 埼玉県☆口市1丁目2番3号 電話番号 321-543-0987	
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制		
<p>1 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。 (添付書類2-1参照)</p> <p>② 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。 (添付書類2-2参照)</p>		

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制について、該当するものの番号を○で囲む

《登録更新申請の記入例》

~~登 録~~

引取業者 申請書

登録の更新

更新時は記入

※登録番号	20112123456
※登録年月日	令和元年5月31日

申請する日付を記入 → 令和6年4月1日

(宛先
埼玉県知事

押印は不要

引取業を行う者の氏名等を記入 →

(郵便番号) 123-4567

住 所 埼玉県〇〇市一丁目2番3号

氏 名 使用済自動車引取株式会社

代表取締役 引取 次郎

電話番号 123-456-7890

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の~~登録~~（登録の更新）を申請します。

役員の名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
ひきとり じろう 引取 次郎	代表取締役
ひきとり きぶろう 引取 三郎	取締役
ひきとり しろう 引取 四郎	監査役
※書ききれない場合は、別紙に記載	

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
---------------	--

住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	使用済自動車引取株式会社 ☆□事業所
所在地	(郵便番号) 321-6543 (※申請者住所と同じ場合も記入する) 埼玉県☆□市1丁目2番3号 電話番号 321-543-0987

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- ① 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。
(添付書類 2-1 参照)
- 2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。
(添付書類 2-2 参照)

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制について、該当するものの番号を○で囲む

(添付書類 2-1)

《記入例》

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに
冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法

事業所名称	使用済自動車引取株式会社 ☆□事業所
-------	--------------------

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■ **エアコンシステム装着の有無を確認**

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

装着

非装着

フロン類が含まれていると判断する

フロン類は含まれていないと判断する

■ **車両の前方部が事故等で破損している場合の確認**

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）

↓ (装着)

コンデンサが破損（穴や裂傷）していない

エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない

→ 破損している
 破損している

フロン類が含まれていると判断する

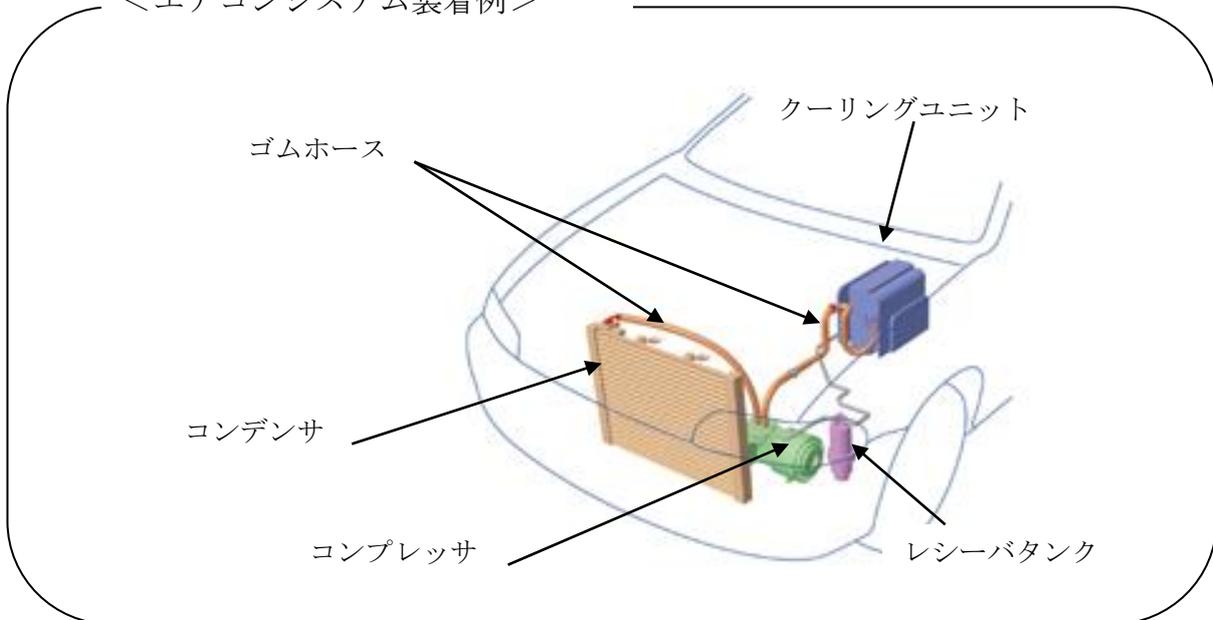
フロン類は含まれていないと判断する

■ **必要に応じて、以下により確認**

使用済自動車の引取り時に、使用者にエアコンディショナーの効きについて質問する。

実際にエアコンディショナーを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

＜エアコンシステム装着例＞



(添付書類 2 - 2)

《記入例》

事業所における資格者の状況

1 氏 名	引取 次郎
2 事業所名称	使用済自動車引取株式会社
3 資格の名称	自動車整備士
4 資格証等、講習の受講修了証等の写し (写しを添付してください。)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p>(資格証等、講習の受講修了証等の例)</p><p>ア. 自動車整備士</p><p>イ. 中古自動車査定士</p><p>ウ. 業界団体等が行う講習</p></div>

(添付書類 3)

誓 約 書

申請する日付を記入



令和 6年 4月 1日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号) 1 2 3 - 4 5 6 7

住 所 埼玉県◎〇市一丁目 2 番 3 号
使用済自動車引取株式会社

氏 名 代表取締役 引取 次郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

登録申請者及びその役員は、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成 1 4 年法律

第 8 7 号) ~~第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号~~
第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに該当しないことを誓約します。

備考 申請者が法人である場合にあつては、「第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号」を、申請者が個人である場合にあつては、「及びその役員」と「第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 7 号」を消して使用すること。

【さいたま市、川越市、越谷市、川口市内の事業所】

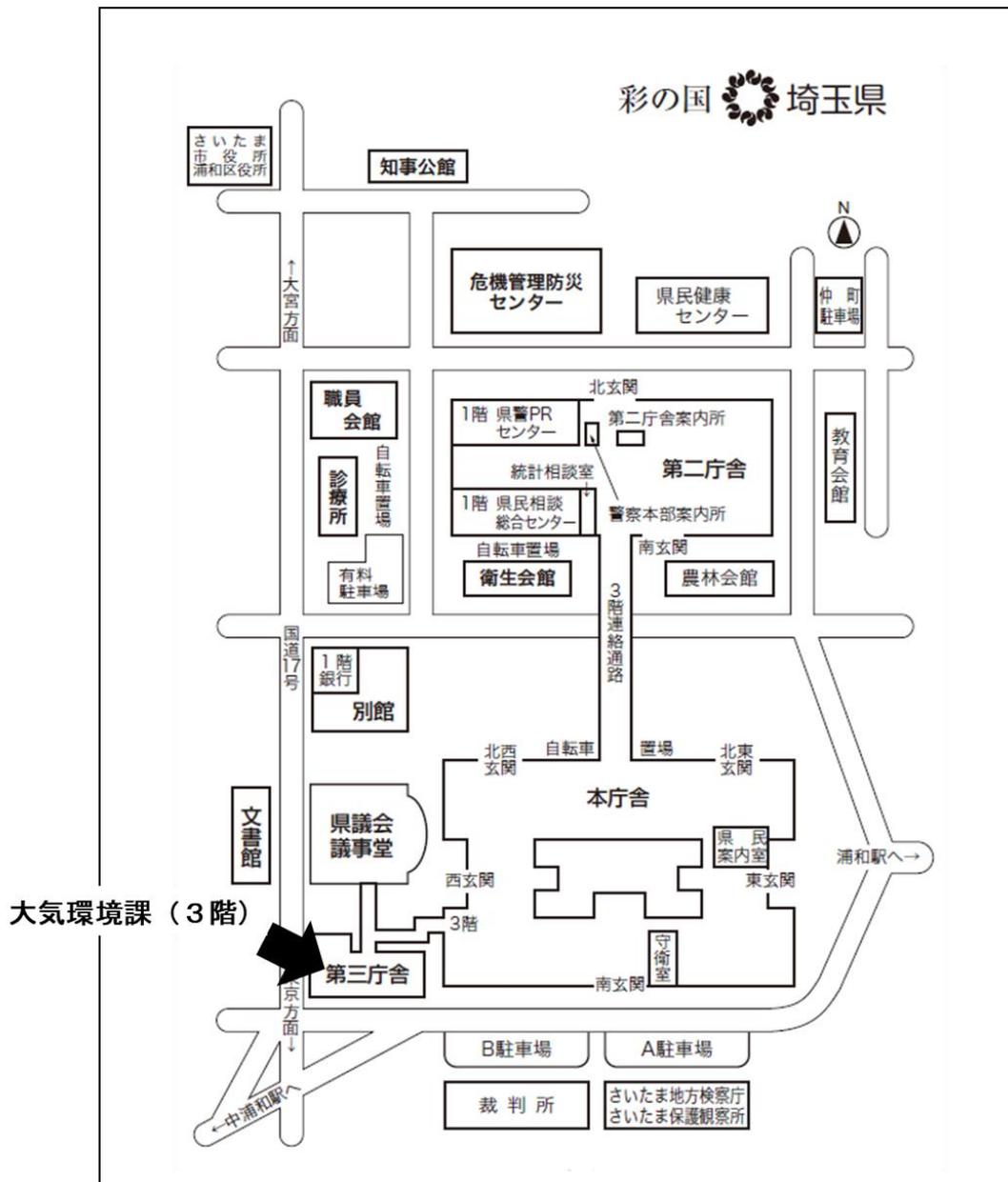
さいたま市産業廃棄物指導課
さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL:048-829-1608

川越市産業廃棄物指導課
川越市大字鯨井782-3
TEL:049-239-7007

越谷市産業廃棄物指導課
越谷市越ヶ谷4-2-1
TEL:048-963-9188

川口市産業廃棄物対策課
川口市朝日4-21-33
TEL:048-228-5380

【さいたま市、川越市、越谷市、川口市以外の事業所】



●大気環境課 (第三庁舎 3階)

JR 高崎線、宇都宮線、京浜東北線「浦和駅」西口から徒歩約10分